みんなの年金ガイド

令和4年4月からの年金制度の 主な改正内容について(その2)

今月の年金相談

6月9日(木)

10:30~12:00 13:00~15:00

完全予約制

次回は7月7日(木)です。

役場第3会議室

1. 在職老齢年金制度が見直されました

在職中の60歳以上65歳未満の老齢厚生年金受給者について、年金の支給が停止される基準額が見直 され、65歳以上の在職老齢年金と同じ基準(28万円から47万円)に緩和されました。

4月1日以降は、年金の基本月額と総報酬月額相当額との合計が47万円を上回らない場合には年金の 支給は停止されず、47万円を超える場合には年金額の全部あるいは一部について支給が停止されます。

2. 加給年金の支給停止規定が見直されました

加給年金が加算されている方の配偶者が、老齢や退職、障害を支給事由とする給付を受け取る権利 がある場合、これまでは、配偶者に対する給付が全額支給停止されている場合には加給年金が支給さ れることとなっていました。

4月1日以降は、配偶者が老齢や退職を支給事由とする給付を全額支給停止している場合にも、これ らを受け取る権利がある場合には、加給年金は支給停止されます。

ただし、3月時点において、次の①および②の要件を満たす場合については、4月以降も引き続き加 給年金の支給を継続する経過措置が設けられています。

- ①本人の老齢厚生年金または障害厚生年金に加給年金が支給されているとき
- ②加給年金額の対象者である配偶者が、厚生年金保険の被保険者期間が240ヵ月以上ある老齢厚生年 金等の受給権を有しており、全額が支給停止されているとき
- ※障害を支給事由とする給付の場合には、変更ありません。

3. 在職定時改定が導入されました

これまで、65歳以上70歳未満の老齢厚生年金の受給権者が厚生年金の被保険者となった場合につい て、資格喪失時(退職時または70歳到達時)にのみ年金額の改定が行われていました。

4月1日以降は、在職中であっても、毎年10月に年金額の改定が行われることとなりました。

➡ 詳しくは、お近くの「年金事務所 | へおたずねください ➡

◆問い合わせ先 請求手続きや届け出など ねんきんダイヤル

20570 - 05 - 1165

函館年金事務所 ・加入手続きや納入相談など(国民年金課)

20138 - 82 - 8002

・障害年金の請求手続きなど(お客様相談室) | ※アナウンスに従いおかけください。

役場窓□ 住民生活課社会係 20137 - 62 - 2112

熊石総合支所住民サービス課

201398 - 2 - 3111

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係までご連絡願います。